

2025-2026 スノーボードクラウン・テクニカルプライズテスト 新潟県スキー連盟開催要項

【主催】	公益財団法人全日本スキー連盟
【主管】	公益財団法人新潟県スキー連盟
【協力】	公益財団法人新潟県スキー連盟上越・中越・下越協議会
【会場】	第1回 キュービットバレイスキー場 第2回 湯沢パークスキー場 第3回 石打丸山スキー場
【会期】	第1回 「キュービットバレイ」 令和8年1月17日（土） 事前講習 受付：センターハウス 0830～0920 令和8年1月18日（日） 検 定 受付：センターハウス 0830～0920 第2回 「湯沢パーク会場」 令和8年2月7日（土） 事前講習 受付：ホテル内元気案 0830～0920 令和8年2月8日（日） 検 定 受付：ホテル内元気案 0830～0920 第3回 「石打丸山スキー場」 令和8年3月14日（土） 事前講習 受付：北口券売所横 0830～0920 令和8年3月15日（日） 検 定 受付：北口券売所横 0830～0920
【事務局】	第1回「赤倉会場」 2024-25スノーボードクラウン・テクニカルプライズテスト事務局 キュービットバレイスキー場・SAJ安塚スキー学校 TEL 090-1042-6711 Mail：toruman119@yahoo.co.jp 担当 佐藤 和宏 高波 徹

第2回「湯沢パーク会場」
2024-25スノーボードクラウン・テクニカルプライズテスト事務局
湯沢パークスキー場（事務所内）
TEL 090-1042-6711 Mail：toruman119@yahoo.co.jp
担当 平岡 俊 高波 徹

第3回「石打丸山会場」
2024-25スノーボードクラウン・テクニカルプライズテスト事務局
石打丸山スキー場・SAJ石打丸山スキー学校
TEL 090-1042-6711 Mail：toruman119@yahoo.co.jp
担当 田村 祐一 高波 徹

- 【受験資格】
- ① 年齢制限は設けない。
 - ② 受験する年度の本連盟会員登録を完了していること（暫定会員含む）。
 - ③ テクニカルプライズテストを受験する者は、級別テスト1級を取得していること。
 - ④ クラウンプライズテストを受験する者は、テクニカルプライズテストを取得していること。
 - ⑤ 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受験までに終了し、事前講習修了証により証明されること。
 - ⑥ 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。
 - ⑦ S A J 会員でない方は、S A J暫定会員登録（6000円）が必要です。

- 【受験手続】 ① プライズテスト受験者は、新潟県スキー連盟の「バッジテスト申込書」（新潟県スキー連盟ホームページ及び「スキー新潟」参照）に必要事項を記入し（傷害保険加入者に限る。）、講習料または受験料を添えて各会場の受付に提出して下さい。
- ※各プライズテスト事前講習修了証の他、SAJ 会員証又は会員番号が分かるもの、テクニカルプライズテスト受験者は級別テスト 1 級合格証または 1 級合格が証明できるも、クラウン受検者はテクニカル合格証をご持参下さい。
- ② 受験願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。

【料 金】	事前講習料共通	¥5,500
	受験料 テクニカル	¥4,500
	クラウン	¥5,500
	公認料 テクニカル	¥ 6,000
	クラウン	¥ 8,000

- 【合格手続】 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とされない。

【日 程】
各会場共通

日 程	時 間	内 容	場 所
各会場 事前講習 [第一日目]	08:30～0920 09:30～ 09:30～1130 休 憩 13:00～15:00 15:30～	受 付（事前講習） 集合・事前講習開会式 事前講習 事前講習 事前講習閉会式（事前講習修了証交付）	・受付（各会場毎） ※各会場の都合により変更等 がある可能性があります。 受付時に確認して下さい。
各会場 各検定 [第二日目]	08:30～0920 0930 0930～ 休 憩 15:30～	受 付(各種検定) 集合・検定開会式 検 定 閉会式（合格発表）	・受付（各会場毎） ※各会場の都合により変更等 がある可能性があります。 受付時に確認して下さい。

【参加者の遵守事項】

参加者に以下を周知、理解を求める。

講習会の2週間前から大会当日まで下記事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。

- ・発熱（37.5℃以上）を認める。
- ・せき、のどの痛みなど風邪の症状がある。
- ・だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・体が重く感じる、疲れやすい等の症状
- ・インフルエンザ・コロナウイルス感染者との濃厚接触歴がある。
- ・同居家族や身近な知人にインフルエンザ・コロナウイルス感染が疑われる方がいる。
- ・参加14日前までに政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある、または当該在住者との濃厚接触歴がある。